

凡例

- 一、漢字は原則として、現行の字体を用いた。ただし、異体字・かな記号などをそのまま用いたものもある。合字の夕（より）などはそのまま用いた。
- 一、人物名に関しては、親鸞聖人は「宗祖」とし、本願寺歴代には「宗主」を付した。その他、真宗他派の歴代上人などへの尊称は用いなかった。また、文章表現にも敬語を用いず、死没の表現は宗祖のみ「示寂」とし、他は「死去」「没」とした。
- 一、引用史料には適宜、読点を施した。漢文の史料には返り点を付し、仮名主体の史料には適宜、右側に漢字を傍記した。
- 一、明らかに誤記と判断できる場合は、傍注に正しい表記を付したり、(ママ)などと注記した。
- 一、改元のあった年については、原則としてその年の初めから新年号で表記した。
- 一、出典史料の所蔵および同史料の刊行物所収に関して、本文中に注記する場合は、同じ史料出典・所蔵が頻出するものについては、当該章および当該節の最初の掲出時で示した。著名な史料集については、編著者名を省略した。『龍谷大学三百五十年史』史料編の引用については、『史料編』第二巻のように略記した。
- 一、本巻の出典史料は、ほとんどが本願寺の所蔵ならびに本願寺史料研究所の保管、龍谷大学の所蔵

である。また旧版『本願寺史』第三巻の史料を引用した場合もある。なお本願寺史料研究所保管は本文中に「史料研保管」と略称した。

一、出典史料の確認については、既刊の本願寺史料研究所編『本願寺年表』の各項目も、合わせて参照されたい。参考文献については、適宜注記した。

一、本書の中には、当時の差別的名称で記載されている部分がある。これは差別のおこなわれていた当時の歴史状況を正しく認識し、その解消に資するため、そのまま掲載した。

一、外国名・外国地名・都市の漢字表記は、日本の漢字の音訓を借りてその語の表記にあてたものがある。また、当時の歴史状況を的確に示す目的で日本統治下の地名をそのまま掲載した部分がある。

増補
改訂 本願寺史 第三卷

目次

第一章	近代本願寺の歩み……………	一
一	明如宗主とその時代……………	一
二	鏡如宗主とその時代……………	三六
三	大谷家の負債と鏡如宗主のその後……………	五〇
四	六雄・近松・武田管長事務取扱の時代……………	五五
五	大谷尊由管長事務取扱の時代……………	七六
第二章	明治政府の宗教政策と教団の近代化……………	八九
一	幕末維新期の本願寺の動向……………	八九
二	明治初年の政府の宗教政策……………	一〇七
三	大教院分離運動……………	一二四

四	門跡号・宗名・宗祖諡号	二二〇
五	明治初年の諸制改革	二三五
六	興正派の別立	二四〇
七	宗規綱領と寺法・宗制の制定	二五九
八	教会結社の設立	一八〇
九	寺務所の東京移転計画	一八七
一〇	集会制度	一九七
一一	護持会財団	二二九
一二	宗務組織の変遷	二三三
一三	僧階制度	二三五
一四	派勢調査と財政整理	二三四
第三章 教育制度の変遷		
一	学林の改革	二四七
二	学校制度の発足	二六三
三	大教校・普通教校	二六七

四	大学林・文学寮・仏教高等中学	二八三
五	高輪仏教大学・仏教大学	二九一
六	龍谷大学	三〇三
七	派立学校・関係学校	三〇五

第四章 近代布教制度の展開

一	布教制度の創成・整備	三三七
二	布教制度の強化・再編	三三六
三	仏教婦人会・仏教青年会の成立	三三七
四	日曜学校の成立	三五七
五	多様な布教活動	三六〇
六	刑務教誨	三六四
七	鹿児島・北海道布教	三七二

第五章 国際化と海外開教

一	海外派遣僧と留学生	三八三
二	鏡如宗主の外遊とアジア探検	三九八

三	海外開教制度の展開	四七
四	ハワイ開教	四四
五	北米開教	四九
六	朝鮮（韓国）開教	四三五
七	台湾開教	四四三
八	清国開教	四五〇
九	シベリア・南洋開教	四五九
第六章	社会事業の変遷	四六五
一	明治期の慈善事業の動向	四六五
二	大日本仏教慈善会財団の事業	四七〇
三	社会課創設と仏教社会事業の興起	四七七
四	宗門社会事業の展開	四八二
第七章	法式と法要	四九一
一	明治の改暦と本願寺	四九一

二	法式の改定……………	四九四
三	宗祖六五〇回大遠忌法要の準備……………	五〇三
四	法統継承式と伝灯奉告法要……………	五一七
五	本末共保財団……………	五三三
六	宗祖六五〇回大遠忌法要……………	五三九
七	宗祖六五〇回大遠忌記念事業……………	五五一
八	広如・明如両宗主の年忌法要……………	五五五
九	立教開宗七〇〇年記念法要……………	五六四
第八章 国家の諸政策と教団の対応……………		
一	西南戦争と本願寺……………	五七五
二	日清戦争と本願寺……………	五八二
三	日露戦争と本願寺……………	五九一
四	天皇の代替わりと本願寺……………	六〇九
五	普通選挙法……………	六二三
六	第一次宗教法案……………	六三五
七	神社問題……………	六三二

第九章	部落問題と教団の対応	六五五
一	近世後期以降の被差別寺院の動向	六五五
二	平民身分への希求と賤民解放令	六七九
三	明治期の被差別寺院の動向	六九六
四	大正期の部落改善をめざす融和運動	七〇三
五	部落解放をめざす水平運動	七〇九
六	一如会の設立と事業	七三三
七	昭和初期の社会状況と一如会	七三九

第一章 近代本願寺の歩み

一 明如宗主とその時代

徳如新門 広如宗主には初め四男一女がいたが、相次いで早世したため、鷹司輔熙たかつかさすけひろの末男（守君）を実弟として縁組みしたが、入家せずに夭逝した。そのため、異母妹の常もちと、安政三年十一月朔日改名）を養女として鷹司家から迎えたものの継嗣がなかったため、河内顕証寺撰真せんしん（本淳）の長男実枝を迎えた（『御日記』史料研保管）。

実枝は、文政九年（一八二六）十二月十七日の誕生で、母は愛楽院という。実枝は広如宗主の猶子として得度、法名広淳、院号普賢院とした。弘化四年（一八四七）五月十七日、二十四歳で宗主の養嗣として本願寺に入り、諱を光威と改め、法名を徳如とくじよと改称した。六月に九条尚忠ひまただの猶子となり、七月に新門跡と称した。嘉永二年（一八四九）一月二十二日には大僧正に昇任した（徳如新門任大僧正口宣案「本願寺所蔵・教海一瀾社編『広如上人芳績考』教海一瀾社明治三十五年）。

なお、新門は、安政四年（一八五七）二月に幹と婚儀をあげて、翌年九月に枝子しげこが誕生した。枝子は後に明如宗主の室となった（『広如上人芳績考』）。幹は安政五年十一月二十五日、十八歳で没した。

光雲院如空という。

徳如新門の死没 徳如新門は、周防の妙円寺月性・近江の覚成寺超然・山城の願成寺礼嚴・摂津の常見寺明朗など勤王僧といわれる人たちと交流をもち、尊皇攘夷の姿勢をもっていた。蛤御門の変や鳥羽・伏見の戦いなどに際して、広如宗主や明如新々門らとともに政情の変化に対応していた。明治元年（一八六八）二月八日には、新政府への献金のため摂津・河内・和泉などを巡教し、さらに明治天皇の行幸を津村別院で迎えるなど、宗主を支えていた。このような多難な状況が続くなか、新門は病に臥して、明治元年閏四月十四日、四十三歳で没した。院号は信歓院という（『広如上人芳績考』）。二十五日に葬儀が本願寺境内南集会所で執りおこなわれ、五月十九日に大谷本廟に納骨された。

明如宗主の誕生 第二二代明如宗主は、嘉永三年二月四日、本願寺内の永春館で誕生した。広如宗主の五男で、童名は寢（たか）という。母は藏人所の岡田栄柄の娘為子（すて、長門・玉櫛と称す）という。同母の弟妹には沢依（たなえ）（摂津本照寺日野撰喜の養子）・朴子（なほこ）（播磨亀山本徳寺・大谷昭然の妻）がいた。生母の為子は、広如宗主の没後、蓮界院寿照と称した。

明如の得度・新々門 寢は、安政二年四月二十五日初めて大谷本廟に参拝、御堂での日中・逮夜法要前に焼香をした。四年二月五日、八歳の時に、徳如新門の意向により新門の養子として継嗣と定められ、二月十九日には九条尚忠の猶子となった（『奥日次抄』本願寺室内部編『明如上人日記抄』前編本願寺室内部昭和二年）。万延元年（一八六〇）二月二十一日、十一歳で得度、諱を光尊（こうそん）、法名を明如と

した。光尊の諱は、青蓮院宮尊融法親王（久邇宮朝彦親王）より受けたもので、檀紙三折に光尊と染筆し、剃刀二挺を添えて贈られた。明如は新々門と称した。新々門には、得度の即日法眼・大僧都の勅許があり、十二月四日に僧正、文久元年（一八六一）正月二十三日に法印、さらに三年十二月十八日には、十四歳にして大僧正に昇任した（「奥日次抄」）。明如新々門は若くして和歌などを詠み、雅号を六華・梅窓、字を子馨とした。

新々門の動向 明如新々門は、本願寺内での仏事・行事への出仕のみならず、地方への巡教、朝廷への伺いや宮家・公卿との交流、諸本山への出向など、広如宗主を補助する寺務にあたっていた。

文久二年三月二十日には本願寺を発つて、日野沢依とともに津村別院・堺別院・西宮・神戸などを巡教して、四月十五日に帰山した。三年二月二十四日の一橋慶喜の入京にあたって本願寺で出迎えた。慶喜は御堂に参拝、飛雲閣に立ち寄り、徳如新門は百華園でこれを饗応をした（「奥日次抄」）。

元治元年（一八六四）七月十九日の蛤御門の変にもなつて京都市中に大火が広がったため、明如新々門は広如宗主・徳如新門らと御本尊・御真影などを奉じて大谷本廟に退き、同夜、再び山科別院へ立ち退いた。本願寺では北小路総門・学林・総会所などが焼失した。七月二十五日早朝に明如新々門は、御本尊・御真影を奉じて帰山した（「奥日次抄」）。

明治元年一月三日に広如宗主や徳如新門・明如新々門・家臣などが飛雲閣で「王政復古の号令」への対応を協議しているさなかに鳥羽・伏見の戦いがはじまり、徳如新門らは家臣らと御所猿ヶ辻での警備にあたり、明如新々門は御真影を大谷本廟へ、さらに山科別院へ移した（「奥日次抄」）。そ

して明如新々門は徳如新門と交替で御所警備にあたった。

本願寺は、朝廷側の軍資金不足による求めに応じて四日に三〇〇〇両、五日に五〇〇〇両を献じた。五日には、本願寺は撰津・加賀・能登・越前・越中・越後などに使僧を派遣して、門徒を京都へ派遣するよう促し、さらに中国・九州にも人員の派遣を求めた。

明如新々門は、八日に山科から年始にあたり参内し、翌日、御真影を奉じて帰山した。十六日の明治天皇の元服に際して参内し、その際参殿していた土佐の山内容堂と対面した。二十四日に政府から北陸鎮撫にあたって地域の門徒を慰諭するように求められ、近江の明性寺空巖・福正寺僧宣、京都の阿禱寺泰応・願成寺礼巖らを派遣した。二月六日、日野沢依は長門に向出し、徳如新門が撰津・河内・和泉に巡教して、維新の朝旨を懇諭した。

天皇の大阪行幸にともない津村別院が行在所となったため、三月二十一日に明如新々門は大阪へ発ち、二十三日、徳如新門らと明治天皇を迎えた。閏四月十日には明如新々門は広如宗主と参内し、その際勅語を承け、鶴沢探真筆の金壁花鳥御小屏風一双を贈られた（「奥日次抄」）。

このようなめまぐるしい政情のもと徳如新門が没して、六月五日に明如新々門は新門に就任した（「奥日次抄」）。

明如新門は、翌年二月二十三日から、近江・美濃・尾張・伊勢などを草鞋竹杖の姿で巡教し、四月十日に帰山した。三年四月九日には、初めて上京して「天機伺」し、八月二十四日に帰山した。四年八月十二日、新門は上京のために津村別院に滞在していたが、宗主の重体の報が届いて、急い

で十七日に帰山した（奥日次抄）。

広如宗主の直命 広如宗主は、明治元年九月、龍谷会に参勤した法中に直命を發した（本願寺所藏・明如上人伝記編纂所編『明如上人伝』明如上人二十五回忌臨時法要事務所昭和二年）。

この直命で広如宗主は、「王政御一新」に「勤王之志」をもって「皇恩」に報いるよう宗門の「改正」に着手し、「法義の上」から「第一往生浄土之安心決得の上、他力仏恩之称名を嗜み、王法を本とし仁義之道」に背かないという真俗二諦説の「法義相統」を「勿論之事」とした。「異教」であるキリスト教が「蔓延」する状況にあつて、僧侶が「正学者申二不_レ及、兼学・外学に至まで、涯分致_二煉磨_一」で、「護法の忠節を尽し、名分を知、御国体を弁へ、真俗二諦不_二相妨_一様、門徒末々迄も厚申諭、諸共_二法義相統_一し、天恩を感戴、聊にても国家之御裨益_二相成候_一ハ」、「予か勤王之微衷行届可_レ申本懐不_レ可_レ過候」と教示した。この直命によつて混迷する政治状況に対応する教団の基本方針・態度を示した。

広如宗主の御遺訓の御書・真俗二諦説 明治四年七月、広如宗主は病状が深刻化したため、明如新門に遺訓を口授して筆記させた（『真宗史料集成』第六卷 同朋舎昭和五十八年）。

夫、皇国に生をうけしもの、皇恩を蒙らざるハあらず、殊に方今維新の良政をしき給ひ、内億兆を保安し、外万国に対峙セんと、夙夜に叡慮を勞し給へハ、道にまれ俗にまれたれか王化をたすけ、皇威を耀し奉らざるへけんや、況や仏法の世に弘通すること、偏に国王大臣の護持